

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 27 日

各地方厚生局健康福祉部健康福祉課
四国厚生支局健康福祉課 } 御中

文部科学省高等教育局専門教育課
厚生労働省健康局健康課

平成 28 年熊本地震により被災した管理栄養士・栄養士養成施設の学生への配慮について

平成 28 年（2016 年）熊本地震の発生に伴い、既に文部科学省では、各大学、短期大学及び高等専門学校に対して、「平成 28 年（2016 年）熊本地震により被災した学生への配慮等について（通知）」（平成 28 年 4 月 20 日付け 28 文科高第 144 号）により、被災した学生の修学の機会を確保するなどの観点から、十分な配慮をお願いしているところです。

今般の震災の影響により、被災した地域の管理栄養士・栄養士養成施設では、平成 28 年度の授業計画どおりに実施することが困難な状況が生じている養成施設もあります。このような状況から、下記のとおり、学生に対する単位の認定への配慮をお願いすることとしましたので、貴局におかれましては、管内の各養成施設に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

学生に対する単位の認定については、今般の震災の影響に鑑み、授業の実施期間が当初計画に対して短縮された場合であっても、時間割の変更、補講等により必要な教育が行われるよう、弾力的に対処し、当該養成施設の学生に不利益が生じないよう、特段の配慮をいただきたいこと。

なお、修業年限の短縮を認めるものではないため、留意されたい。